

令和7年度第2回富田林市都市計画審議会議事録

まちづくり部都市計画課

- 1 開催日時 令和7年10月24日（金）から令和7年11月14日（金）まで
- 2 開催方法 書面開催
- 3 参加者 【委員】置田委員、森田委員、竹村委員、浅岡委員、鈴木委員、須田委員、増田委員、佐久間委員、草尾委員、南方委員、寺内委員、遠藤委員、尾崎委員、京谷委員、今城委員、大上委員、岡田委員、西尾委員【計18人参加】
- 4 開催形態 書面開催
- 5 次第
議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）
- 6 審議の経過
10月24日（金）書面開催に関する資料の送付
10月31日（金）ご意見、ご質問の締切
11月7日（金）事務局から回答を送付
11月14日（金）書面採決書の締切
- 7 審議会の結果等 全文筆記
- 8 審議会配布資料
都市計画審議会 書面開催の実施方法について
都市計画審議会 書面開催スケジュール
案件説明資料
書面採決書
議案書
議案書資料

議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

○ご意見、ご質問に対する回答

	ご意見、ご質問等	事務局回答
①	【佐久間委員】 ・議案書 3 ページの表、下の方にある「須賀 5」について、「生産緑地法第 10 条に基づく買取り申出（30 年経過）後の行為制限解除による区域変更（これに伴い面積要件が不足となった 272 m²の農地を含む。）」との記載がありますが、もう少し詳しく経緯を教えてください（文面から区域の一部が解除されたということですが、30 年経過したのは区域の一部だったという理解でよいのでしょうか。一部解除された農地と道連れ解除された農地の所有者は同じかそうではないのか、等をお伺いできればと思います。）。 ・議案書資料 3 ページ、上の方に、「生産緑地法第 8 条第 4 項による公共施設等の設置について」との記載がありますが、一般的な説明で今回は公共施設等の設置はなかった、という理解でよいのでしょうか。	・本市の生産緑地地区の成立要件は、条例で 300 平方メートルと定めております。今般、生産緑地地区の一部が 30 年の経過による買取り申出により、解除されることに伴い、面積が 300 平方メートルを下回る（272 平方メートル）部分の生産緑地も解除（いわゆる道連れ解除）となるものです。なお、所有者は別々の方ですが、ご説明済です。 ・ご指摘のとおり、一般的な説明で、生産緑地解除のパターンとして、公共施設の設置のパターンが存在するという説明となります。今回は、公共施設設置による解除の案件はございません。

○最終意見

【浅岡委員】

・都市空間に農地が残る事は意義があると思います。農地として適正な管理される事を願います。

○採決

・議第 1 号について異議なし（18 票）

⇒議第 1 号について、原案のとおり可決する。